

東農業振興地域整備計画総合見直しに係る関係地権者(農家)説明会資料

令和6年3月 東村 農林水産課

■はじめに

本村は昭和49年度に「農業振興地域の整備に関する法律」に基づき、農業振興地域の指定を受け、これまで6回の農業振興地域整備計画を策定し、農業の振興発展や集落環境の整備に努めてきました。今回の総合見直しは前回(令和2年度)の変更計画を受け、その後の地域社会の変化等を踏まえて策定するものです。

※農業振興地域(農振地域)

「農業振興地域」とは、**農業の健全な発展と国土資源の合理的利用**の見地から、自然的・経済的・社会的諸条件を考慮して、総合的に農業の振興を図るべき地域をいいます。

そのなかで、「農用区域」は、今後おおむね**10年**以上にわたり農用地等(農地・採草放牧地・混牧林地・土地改良施設用地・農業用施設用地)として利用すべき**一団の区域**として設定され、ほ場整備や農道整備、かんがい施設や農業近代化施設整備などの補助事業の導入が可能となります。

※農業振興地域整備計画総合見直しについて

「農用区域」は農業以外の土地利用が規制される、いわゆる私有財産権が制限される区域であることから、不当に私有財産権が制限されないよう情勢の変化などに適切に対応することが要請されております。その為、おおむね5年ごとに当該市町村は基礎調査を行い、必要に応じて整備計画の変更を行うべきものとされています。

■東農業振興地域整備計画における農用地等面積(概要)

単位:ha、%

| | | 農業振興地域(農振地域) | | | | | | | 農業振興地域外 | 東村全体面積 |
|--------|---------------------|--------------|--------|---------|--------|-------|-------|-------|---------|--------|
| | | 農用区域 | | | | | 農振白地 | 計 | | |
| | | 農地 | 採草放牧地等 | 農業用施設用地 | 森林・原野等 | 計 | | | | |
| 前回見直し時 | 平成25年9月公告(平成25年度集計) | 841 | 5 | 29 | 721 | 1,596 | 1,853 | 3,449 | 4,730 | 8,179 |
| | 全体構成比 | 10.3 | 0.0 | 0.4 | 8.8 | 19.5 | 22.7 | 42.2 | 57.8 | 100.0 |
| | 農振構成比 | 24.4 | 0.1 | 0.8 | 20.9 | 46.3 | 53.7 | 100.0 | - | - |

■農業生産基盤等の整備状況(一部)

(単位:ha)

| 地区名(事業名) | 受益面積 | 事業期間 | 備考 |
|----------------------|------|-----------|----|
| 高江地区(団体営農道整備事業) | 25.0 | 昭和49~52年 | |
| 有銘地区(団体営ほ場整備事業) | 29.4 | 昭和50~54年 | |
| 慶佐次地区(団体営土地改良総合整備事業) | 41.6 | 昭和54~59年 | |
| 車地区(団体営土地改良総合整備事業) | 25.1 | 昭和62~平成7年 | |

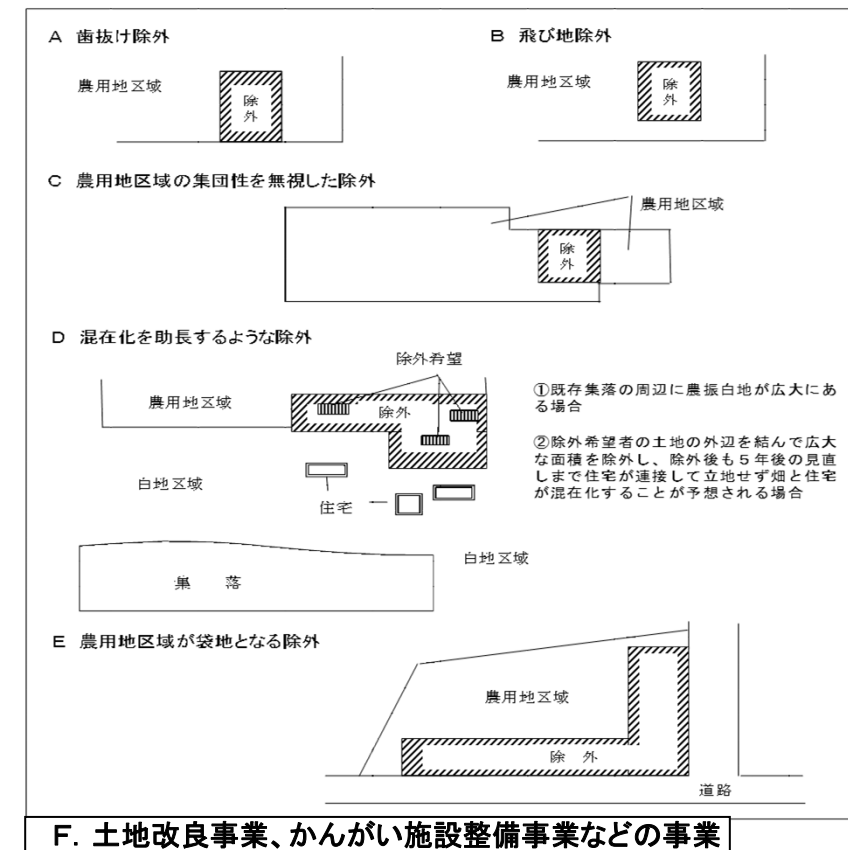
■農用区域の除外にあたって

今回の総合見直しは地権者や地域社会の土地需要の変動等に伴って、農用区域の除外を含めた計画であります。しかし、農用区域の除外が必要な場合においても周辺土地利用との整合性を重視し、慎重に行うべきものであるとされています。

なお、「農業振興地域の整備に関する法律」によれば、農用区域から除外するためには次の5つの要件の全てを満たす場合に限り、除外ができることとなっています。・・・(第13条)

- ① 農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であって、農用区域以外の土地をもって代えることが困難であると認められること
- ② 農用区域内における農用地の集団化や農作業の効率化及び農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼす恐れがないと認められること
- ③ 農用区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと
- ④ 農用区域内の土地改良施設(農道・用排水路・法面等)の有する機能に支障を及ぼす恐れがないと認められること
- ⑤ 土地改良事業等の実施地区の場合は、事業の工事が完了した年度の翌年度から起算して8年を経過した土地であること

また、「農業振興地域整備計画総合見直し作業要領」(沖縄県農政経済課)によれば、一般的に次のような農用区域の除外は避けるべきであるとされています。



※東村における農振農用区域の除外に当たっての原則(方針)

- ①土地改良区などの農業基盤整備地区は農用区域としての存続を図る。
- ②集団性に欠ける飛び地状で小規模な農用区域は、補助事業の可能性等を勘案し、除外を優先する。
- ③私有財産権の尊重と、公共の福祉の優先との整合性を図りながら作業を進める。

(追伸)今後おおむね5年間を目標として、農用区域の除外を希望する地権者は「農用地利用計画変更希望申出書」について、東村農林水産課まで問い合わせてください(Tel.0980-43-2208 担当:神谷)